

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（発行時DVP方式）</p> <p>第52条 前条の規定にかかわらず、振替株式を発行しようとする発行者の機構に対する申出がある場合であって、当該発行が募集株式の発行に係るものであること及び当該募集株式の引受けを行う者（払込みを行う者に限る。以下この章において「引受証券会社等」という。）の合意があることその他規則で定める要件を満たすときは、次項から第19項までに掲げるところ（以下この章において「発行時DVP方式」という。）により新規記録（第14項、第17項及び第18項（第19項において準用する場合を含む。）に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。）を行う。</p> <p>2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社等（以下この章において「発行時DVP引受証券会社等」という。）は、当該募集株式の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集株式の銘柄、決済条件（払込みすべき金額、払込取扱銀行（以下この章において「発行時DVP払込取扱銀行」という。）及び自社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。）及び払込期日その他の規則で定める事項（以下この章において「新規記録情報」という。）を通知しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（発行時DVP方式）</p> <p>第52条 前条の規定にかかわらず、振替株式を発行しようとする発行者の機構に対する申出がある場合であって、当該発行が募集株式の発行に係るものであること及び当該募集株式の引受けを行う者（払込みを行う者に限る。以下この章において「引受証券会社」という。）の合意があることその他規則で定める要件を満たすときは、次項から第19項までに掲げるところ（以下この章において「発行時DVP方式」という。）により新規記録（第14項、第17項及び第18項（第19項において準用する場合を含む。）に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。）を行う。</p> <p>2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社（以下この章において「発行時DVP引受証券会社」という。）は、当該募集株式の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集株式の銘柄、決済条件（払込みすべき金額、払込取扱銀行（以下この章において「発行時DVP払込取扱銀行」という。）及び自社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。）及び払込期日その他の規則で定める事項（以下この章において「新規記録情報」という。）を通知しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p>

6 機構は、発行時DVP利用会社から不承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社等^等に対し、その旨を通知する。

7 発行時DVP払込取扱銀行は、第5項の通知を受けた場合には、機構に対し、決済条件の照合の一致及び発行時DVP引受証券会社等^等が払込みを行うことを条件として新規記録情報により新規記録することについて同意する旨の通知（第9項において「同意の通知」という。）又は同意しない旨の通知（次項において「不同意の通知」という。）をしなければならない。

8 機構は、発行時DVP払込取扱銀行から不同意の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社等^等に対し、その旨を通知する。

9 機構は、発行時DVP払込取扱銀行から同意の通知を受けた場合には、直ちに、決済条件の照合を行い、発行時DVP引受証券会社等^等及び発行時DVP払込取扱銀行に対し、その照合の結果を通知する。

10 機構は、前項の照合の結果が一致した場合には、直ちに発行口（発行時DVP方式による新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって新規記録情報を一時的に記録するためのものをいう。以下この条において同じ。）に次に掲げる事項の記録を行うとともに、発行時DVP利用会社及び発行時DVP引受証券会社等^等（発行時DVP引受証券会社等^等が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者）に対し、払込期日及び振替株式の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

（1）～（4） （略）

6 機構は、発行時DVP利用会社から不承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社^等に対し、その旨を通知する。

7 発行時DVP払込取扱銀行は、第5項の通知を受けた場合には、機構に対し、決済条件の照合の一致及び発行時DVP引受証券会社等^等が払込みを行うことを条件として新規記録情報により新規記録することについて同意する旨の通知（第9項において「同意の通知」という。）又は同意しない旨の通知（次項において「不同意の通知」という。）をしなければならない。

8 機構は、発行時DVP払込取扱銀行から不同意の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社^等に対し、その旨を通知する。

9 機構は、発行時DVP払込取扱銀行から同意の通知を受けた場合には、直ちに、決済条件の照合を行い、発行時DVP引受証券会社^等及び発行時DVP払込取扱銀行に対し、その照合の結果を通知する。

10 機構は、前項の照合の結果が一致した場合には、直ちに発行口（発行時DVP方式による新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって新規記録情報を一時的に記録するためのものをいう。以下この条において同じ。）に次に掲げる事項の記録を行うとともに、発行時DVP利用会社及び発行時DVP引受証券会社（発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者）に対し、払込期日及び振替株式の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

（1）～（4） （略）

11 機構は、前項の規定により発行口に記録をした場合には、発行時DVP払込取扱銀行及び発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社に対し、払込金額その他の規則で定める事項を通知する。

12 機構は、払込期日において、日本銀行に対し、発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び払込取扱銀行の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下「入金依頼」という。）をする。

13 発行時DVP引受証券会社等は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。

14・15 （略）

16 発行時DVP引受証券会社等が機構加入者でない場合には、当該発行時DVP引受証券会社等は、第2項の通知をするときは、あらかじめ、その上位機関に対し、新規記録をすべき当該発行時DVP引受証券会社等の自己口及び新規記録情報その他新規記録に必要な事項を通知しなければならない。

17 第15項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、発行時DVP引受証券会社等でないときは、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

（1）当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録

（2）当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP

11 機構は、前項の規定により発行口に記録をした場合には、発行時DVP払込取扱銀行及び発行時DVP引受証券会社の資金決済会社に対し、払込金額その他の規則で定める事項を通知する。

12 機構は、払込期日において、日本銀行に対し、発行時DVP引受証券会社の資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び払込取扱銀行の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下「入金依頼」という。）をする。

13 発行時DVP引受証券会社は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。

14・15 （略）

16 発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、当該発行時DVP引受証券会社は、第2項の通知をするときは、あらかじめ、その上位機関に対し、新規記録をすべき当該発行時DVP引受証券会社の自己口及び新規記録情報その他新規記録に必要な事項を通知しなければならない。

17 第15項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、発行時DVP引受証券会社でないときは、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

（1）当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録

（2）当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP

P引受証券会社等の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

18 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該口座管理機関が第16項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録

(2) 当該口座管理機関が第16項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社等の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

19・20 (略)

(信託の記載又は記録の同時申請)

第54条 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第5項第3号、同条第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)又は同条第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合(第4項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当

引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

18 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該口座管理機関が第16項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録

(2) 当該口座管理機関が第16項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

19・20 (略)

(信託の記載又は記録の同時申請)

第54条 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第5項第3号、同条第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)又は同条第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当

該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第57条において「信託の記載又は記録の申請」という。)をしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の信託の受託者が機構加入者である場合には、同項第1号の口座として、当該機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

3 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第5項第3号、同条第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)又は同条第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合(第4項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第57条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。)をしなければならない。

(1)～(3) (略)

4 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の前受託者(信託法第59条第1項に規定する前受託者をいう。)であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第5項第3号、第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の振替先口座の加入者である新受託者(信託法第62条第1項に規定する新受託者をいう。)に移転することとなる場合には、当該加入

該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第57条において「信託の記載又は記録の申請」という。)をしなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

2 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第5項第3号、同条第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)又は同条第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第57条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。)をしなければならない。

(1)～(3) (略)

3 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の前受託者(信託法第59条第1項に規定する前受託者をいう。)であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第5項第3号、第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の振替先口座の加入者である新受託者(信託法第62条第1項に規定する新受託者をいう。)に移転することとなる場合には、当該加入

者は、当該振替の申請（次項において「増加記載等申請」という。）において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請（次項、次条及び第57条において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

5 前項の新受託者が機構加入者である場合には、同項第2号の口座として、当該機構加入者の信託口座又は質権信託口座を示さなければならない。

6 (略)

(信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消)

第55条 (略)

2 (略)

3 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第3項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替株式会社について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第4項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替株式会社について信託財産である旨の記載又は

者は、当該振替の申請（次項において「増加記載等申請」という。）において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請（次項及び次条において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

4 (略)

(信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消)

第55条 (略)

2 (略)

3 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第2項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替株式会社について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第3項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替株式会社について信託財産である旨の記載又は

記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(機構加入者による振替請求等)

第57条 (略)

2 (略)

3 第1項の振替請求において、受方機構加入者(振替により増加の記録がされる機構加入者口座の機構加入者をいう。以下同じ。)が信託の受託者であり、当該振替請求の対象となる振替株式についての権利が当該受方機構加入者の信託財産に属することとなる場合には、振替先口座として当該受方機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

4 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者口座の信託口又は質権信託口が示された場合(第39条第6項の場合を除く。)には、振替請求をした機構加入者から第54条第1項の信託の記載又は記録の申請若しくは同条第4項の受託者変更記載等申請、第55条第1項若しくは同条第4項に規定する通知があったもの又は当該信託口若しくは質権信託口の機構加入者から第39条第1項の信託の記載又は記録の申請があったものとみなす。

5 第1項の振替請求において、振替元口座として機構加入者の信託口又は質権信託口が示された場合(第40条第4項の場合を除く。)には、振替請求をした機構加入者から第54条第3項の信託の記載又は記録の抹

記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(機構加入者による振替請求等)

第57条 (略)

2 (略)

(新設)

3 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者口座の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第54条第1項の信託の記載又は記録の申請若しくは第55条第1項に規定する通知があったもの又は当該信託口若しくは質権信託口の機構加入者から第39条第1項の信託の記載又は記録の申請があったものとみなす。

4 第1項の振替請求において、振替元口座として機構加入者の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第40条第1項の申請又は第54条第2項の信託の記載又は記

消の申請があったものとみなす。

6 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口（買取口座（法第155条第1項、第259条第1項、第266条第1項又は第273条第1項に規定する買取口座をいう。以下この章において同じ。）である場合を除く。）又は信託口（規則で定めるものを除く。）が示された場合であって、規則で定めるところにより特別株主となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替株式についての増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者から当該加入者を特別株主とする申出があったものとみなす。

7 （略）

8 （略）

9 （略）

10 （略）

11 （略）

（新規記録手続）

第180条 （略）

2 振替新株予約権付社債の引受けを行う者（以下この章において「引受証券会社等」という。）は、発行代理人に対し、規則で定めるところにより、前項の通知を行うために必要な事項を通知しなければならない。

3 機構は、第1項の通知を受けた場合には、直ちに発行口（新規

録の抹消の申請があったものとみなす。

5 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口（買取口座（法第155条第1項、第259条第1項、第266条第1項又は第273条第1項に規定する買取口座をいう。以下この章において同じ。）である場合を除く。）又は信託口（規則で定めるものを除く。）が示された場合であって、規則で定めるところにより特別株主となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替株式についての増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者（振替により増加の記録がされる機構加入者口座の機構加入者をいう。以下同じ。）から当該加入者を特別株主とする申出があったものとみなす。

6 （略）

7 （略）

8 （略）

9 （略）

10 （略）

（新規記録手続）

第180条 （略）

2 振替新株予約権付社債の引受けを行う者（以下この章において「引受証券会社」という。）は、発行代理人に対し、規則で定めるところにより、前項の通知を行うために必要な事項を通知しなければならない。

3 機構は、第1項の通知を受けた場合には、直ちに発行口（新規

記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。以下この節において同じ。)に次に掲げる事項の記録を行うとともに、規則で定めるところにより、引受証券会社等及び発行代理人に対し、払込期日、振替新株予約権付社債の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

(1)～(4) (略)

4 発行代理人は、引受証券会社等からそれぞれの振替新株予約権付社債の払込金額が払い込まれた場合には、機構に対し、規則で定める事項を通知しなければならない。

5～11 (略)

(発行時DVP方式)

第181条 前条の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債の発行が募集新株予約権付社債の発行に係るものであること及び当該募集新株予約権付社債の引受証券会社等(払込みを行う者に限る。)の合意があることその他規則で定める要件を満たすときは、次項から第17項までに掲げるところ(以下この章において「発行時DVP方式」という。)により振替新株予約権付社債の新規記録(第12項、第15項及び第16項(第17項において準用する場合を含む。))に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)を行う。

2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社等(以下この章において「発行時DVP引受証券会社等」という。)は、当該募集新株予約権付社債の募集に係る申込期間において、機構に対し、規

記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。以下この節において同じ。)に次に掲げる事項の記録を行うとともに、規則で定めるところにより、引受証券会社及び発行代理人に対し、払込期日、振替新株予約権付社債の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

(1)～(4) (略)

4 発行代理人は、引受証券会社からそれぞれの振替新株予約権付社債の払込金額が払い込まれた場合には、機構に対し、規則で定める事項を通知しなければならない。

5～11 (略)

(発行時DVP方式)

第181条 前条の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債の発行が募集新株予約権付社債の発行に係るものであること及び当該募集新株予約権付社債の引受証券会社(払込みを行う者に限る。)の合意があることその他規則で定める要件を満たすときは、次項から第17項までに掲げるところ(以下この章において「発行時DVP方式」という。)により振替新株予約権付社債の新規記録(第12項、第15項及び第16項(第17項において準用する場合を含む。))に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)を行う。

2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社(以下この章において「発行時DVP引受証券会社」という。)は、当該募集新株予約権付社債の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で

則で定めるところにより、当該募集新株予約権付社債の銘柄、決済条件（当該引受証券会社等に係る払込金額、発行代理人、当該引受証券会社等の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。）及びその他の規則で定める事項（以下この章において「新規記録情報」という。）を通知しなければならない。

3・4 （略）

5 機構は、発行代理人から承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社等に対し、その旨を通知する。

6 機構は、発行代理人から不承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社等に対し、その旨を通知する。

7 機構は、発行代理人から承認の通知を受けたときは、直ちに、決済条件の照合を行い、発行代理人及び発行時DVP引受証券会社等に対し、その照合の結果を通知する。

8 機構は、前項の照合の結果が一致した場合には、直ちに発行口に次に掲げる事項の記録を行うとともに、発行代理人及び発行時DVP引受証券会社等（発行時DVP引受証券会社等が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者）に対し、払込期日及び振替新株予約権付社債の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

（1）～（4） （略）

9 機構は、前項の規定により発行口に記録をした場合には、発行代理人の資金決済会社及び発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社に対し、払込金額その他規則で定める事項を通知する。

10 機構は、払込期日において、日本銀行に対し、発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落し

定めるところにより、当該募集新株予約権付社債の銘柄、決済条件（当該引受証券会社に係る払込金額、発行代理人、当該引受証券会社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。）及びその他の規則で定める事項（以下この章において「新規記録情報」という。）を通知しなければならない。

3・4 （略）

5 機構は、発行代理人から承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社に対し、その旨を通知する。

6 機構は、発行代理人から不承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社に対し、その旨を通知する。

7 機構は、発行代理人から承認の通知を受けたときは、直ちに、決済条件の照合を行い、発行代理人及び発行時DVP引受証券会社等に対し、その照合の結果を通知する。

8 機構は、前項の照合の結果が一致した場合には、直ちに発行口に次に掲げる事項の記録を行うとともに、発行代理人及び発行時DVP引受証券会社（発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者）に対し、払込期日及び振替新株予約権付社債の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

（1）～（4） （略）

9 機構は、前項の規定により発行口に記録をした場合には、発行代理人の資金決済会社及び発行時DVP引受証券会社の資金決済会社に対し、払込金額その他規則で定める事項を通知する。

10 機構は、払込期日において、日本銀行に対し、発行時DVP引受証券会社の資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落し及

及び発行代理人の資金決済会社の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下この条において「入金依頼」という。）をする。

11 発行時DVP引受証券会社等は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。

12・13 （略）

14 発行時DVP引受証券会社等が機構加入者でない場合には、当該発行時DVP引受証券会社等は、第2項の通知をするときは、あらかじめ、その上位機関に対し、新規記録をすべき当該発行時DVP引受証券会社等の自己口及び新規記録情報その他新規記録に必要な事項を通知しなければならない。

15 第13項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、発行時DVP引受証券会社等でないときは、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録

(2) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社等の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

び発行代理人の資金決済会社の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下この条において「入金依頼」という。）をする。

11 発行時DVP引受証券会社は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。

12・13 （略）

14 発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、当該発行時DVP引受証券会社は、第2項の通知をするときは、あらかじめ、その上位機関に対し、新規記録をすべき当該発行時DVP引受証券会社の自己口及び新規記録情報その他新規記録に必要な事項を通知しなければならない。

15 第13項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、発行時DVP引受証券会社でないときは、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録

(2) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

16 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該口座管理機関が第14項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録

(2) 当該口座管理機関が第14項の発行時DVP引受証券会社等の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社等の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録及び直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

17・18 (略)

(信託の記載又は記録の同時申請)

第183条 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第4項第3号、同条第5項第3号(同条第6項において準用する場合を含む。)又は同条第7項第1号(同条第8項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合(第4項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、

16 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該口座管理機関が第14項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録

(2) 当該口座管理機関が第14項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録及び直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

17・18 (略)

(信託の記載又は記録の同時申請)

第183条 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第4項第3号、同条第5項第3号(同条第6項において準用する場合を含む。)又は同条第7項第1号(同条第8項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、

その旨の申請（次条及び第186条において「信託の記載又は記録の申請」という。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の信託の受託者が機構加入者である場合には、同項第1号の口座として、当該機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

3 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第4項第3号、同条第5項第3号（同条第6項において準用する場合を含む。）又は同条第7項第1号（同条第8項において準用する場合を含む。）の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合（第4項に規定する場合を除く。）には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請（次条及び第186条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

4 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の前受託者（信託法第59条第1項に規定する前受託者をいう。）であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第4項第3号、同条第5項第3号（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは同条第7項第1号（同条第8項において準用する場合を含む。）の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が同項第4号の振替先口座の加入者である新受託者（信託法第62条第1項に規定する新受託者をいう。）に移転することとなる場合には、当該加入者は、当該振替の申請（次項において「増加

その旨の申請（次条及び第186条において「信託の記載又は記録の申請」という。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

2 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第4項第3号、同条第5項第3号（同条第6項において準用する場合を含む。）又は同条第7項第1号（同条第8項において準用する場合を含む。）の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合（第3項に規定する場合を除く。）には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請（次条及び第186条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

3 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の前受託者（信託法第59条第1項に規定する前受託者をいう。）であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第4項第3号、同条第5項第3号（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは同条第7項第1号（同条第8項において準用する場合を含む。）の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が同項第4号の振替先口座の加入者である新受託者（信託法第62条第1項に規定する新受託者をいう。）に移転することとなる場合には、当該加入者は、当該振替の申請（次項において「増加

記載等申請」という。)において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次項、次条及び第186条において「受託者変更記載等申請」という。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

5 前項の新受託者が機構加入者である場合には、同項第2号の口座として、当該機構加入者の信託口座又は質権信託口座を示さなければならない。

6 (略)

(信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消)

第184条 (略)

2 (略)

3 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第3項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第4項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について信託財産である

記載等申請」という。)において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次項及び次条において「受託者変更記載等申請」という。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

4 (略)

(信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消)

第184条 (略)

2 (略)

3 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第2項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第3項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について信託財産である

旨の記載又は記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(機構加入者による振替請求等)

第186条 (略)

2 (略)

3 第1項の振替請求において、受方機構加入者が信託の受託者であり、当該振替請求の対象となる振替新株予約権付社債についての権利が当該受方機構加入者の信託財産に属することとなる場合には、振替先口座として当該受方機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

4 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者口座の信託口又は質権信託口が示された場合(第175条第6項の場合を除く。)には、振替請求をした機構加入者から第183条第1項の信託の記載又は記録の申請若しくは同条第4項の受託者変更記載等申請、第184条第1項若しくは同条第4項に規定する通知があったもの又は当該信託口若しくは質権信託口の機構加入者から第175条第1項の信託の記載又は記録の申請があったものとみなす。

5 第1項の振替請求において、振替元口座として機構加入者の信託口又は質権信託口が示された場合(第176条第4項の場合を除く。)には、振替請求をした機構加入者から第183条第3項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったものとみなす。

旨の記載又は記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(機構加入者による振替請求等)

第186条 (略)

2 (略)

(新設)

3 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者口座の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第183条第1項の信託の記載又は記録の申請若しくは第184条第1項に規定する通知があったもの又は当該信託口若しくは質権信託口の機構加入者から第175条第1項の信託の記載又は記録の申請があったものとみなす。

4 第1項の振替請求において、振替元口座として機構加入者の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第176条第1項の申請又は第183条第2項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったものとみなす。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(元利金の支払方法の変更)

第201条 支払代理人は、機構が通知した前条の元利金請求額のうち、個別承認方式（支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。）に変更する必要がある場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第212条 (略)

2～8 (略)

9 機構は、機構加入者口座に第7項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(元利金の支払方法の変更)

第201条 支払代理人は、機構が通知した前条の元利金請求額のうち、個別承認方式（支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。）に変更する必要がある場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

(1) 元利払期日

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第212条 (略)

2～8 (略)

(新設)

者に対し、その旨を通知する。

(振替新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続)

第264条 (略)

2 機構は、機構加入者口座に前項の記録の抹消をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権の発行者に対し、その旨を通知する。

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第265条 (略)

2～9 (略)

10 機構は、機構加入者口座に第8項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権の発行者に対し、その旨を通知する。

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 第3章の規定(第57条第7項、第4節、第5節、第7節、第9節、第11節、第94条第13項、第96条、第100条第3項、第12節第2款、同第3款、第13節第1款の2、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(振替新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続)

第264条 (略)

(新設)

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第265条 (略)

2～9 (略)

(新設)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 第3章の規定(第57条第6項、第4節、第5節、第7節、第9節、第11節、第94条第13項、第96条、第100条第3項、第12節第2款、同第3款、第13節第1款の2、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第57条第10項	(略)	(略)
(略)		

(振替手続)

第277条 第3章第3節の規定(第53条第3項第6号並びに第57条第7項及び第8項の規定並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第53条から第55条まで	(略)	(略)
第56条	(略)	(略)
第57条第10項	(略)	(略)

(振替手続)

第285条の9 第3章第3節の規定(第57条第7項及び第8項並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第57条第9項	(略)	(略)
(略)		

(振替手続)

第277条 第3章第3節の規定(第53条第3項第6号並びに第57条第6項及び第7項の規定並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第53条から第55条まで	(略)	(略)
第56条	(略)	(略)
第57条第9項	(略)	(略)

(振替手続)

第285条の9 第3章第3節の規定(第57条第6項及び第7項並びに反対株主に係る規定を除く。)は、振替受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第3章第3節の規定を振替受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

第53条第3項第6号	(略)	(略)
第53条第5項第3号	(略)	(略)
第56条	(略)	(略)
第57条第10項	(略)	(略)

(共通番号情報の安全を確保するための措置)

第287条の3 (略)

2 機構との間で行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第24条第2号に規定する体制を整備していることの確認は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 第3章第3節の規定を振替受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

第53条第3項第6号	(略)	(略)
第53条第5項第3号	(略)	(略)
第56条	(略)	(略)
第57条第9項	(略)	(略)

(共通番号情報の安全を確保するための措置)

第287条の3 (略)

2 機構との間で行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第25条第2号に規定する体制を整備していることの確認は、規則で定めるところにより行うものとする。

2. 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、令和2年11月25日以後の機構が定める日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（資金決済会社の申請事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、規程第16条第3項又は第14項の場合において、資金決済会社の資金決済会社コードを公表する。</p> <p>4 規程第16条第13項に規定する規則で定める事項は、資金決済会社コードとする。</p>	<p>（資金決済会社の申請事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、規程第16条第2項又は第12項の場合において、資金決済会社の資金決済会社コードを公表する。</p> <p>4 規程第16条第11項に規定する規則で定める事項は、資金決済会社コードとする。</p>
<p>（機構加入者による信託の記録等の申請方法）</p> <p>第37条 機構加入者が機構に対して規程第39条第1項に規定する信託の記録の申請を行う場合には、<u>同第57条第1項に規定する振替請求において、同第53条第3項第4号に規定する振替先口座として当該機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>2 機構加入者が機構に対して規程第40条第1項に規定する信託の記録の抹消の申請を行う場合には、<u>同第57条第1項に規定する振替請求において、同第53条第3項第4号に規定する振替先口座として当該機構加入者の信託口又は質権信託口以外の口座を示さなければならない。</u></p>	<p>（機構加入者による信託の記録等の申請方法）</p> <p>第37条 機構加入者が機構に対して信託の記録の申請を行う場合には、<u>規程第39条第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（1）同条第2項第1号の受託者の口座の機構加入者コード</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（2）同項第2号の振替株式の銘柄コード及び数</u></p> <p>2 機構加入者が機構に対して信託の記録の抹消の申請を行う場合には、<u>規程第40条第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。</u></p>

(削る)

(削る)

(口座通知の取次ぎの請求に際して示す事項)

第39条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、機構加入者が信託の受託者であって、その信託財産について前項の請求をするときは、規程第43条第1項第2号の口座として、当該機構加入者の信託口又は質権信託口を提示しなければならない。

(発行時DVP方式の要件等)

第50条 規程第52条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 発行時DVP引受証券会社等、発行時DVP払込取扱銀行及び株主名簿管理人が機構の決済照合利用者（機構が行う株式その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステム（以下「決済照合システム」という。以下同じ。））について機構がその利用を承認した者をいう。以下同じ。）であること。

(2) (略)

(3) 発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社と発行時DVP払込取扱銀行が同一の者でないこと。

(1) 同条第2項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替株式の銘柄コード及び数

(口座通知の取次ぎの請求に際して示す事項)

第39条 (略)

2 (略)

(新設)

(発行時DVP方式の要件等)

第50条 規程第52条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 発行時DVP引受証券会社、発行時DVP払込取扱銀行及び株主名簿管理人が機構の決済照合利用者（機構が行う株式その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステム（以下「決済照合システム」という。以下同じ。））について機構がその利用を承認した者をいう。以下同じ。）であること。

(2) (略)

(3) 発行時DVP引受証券会社の資金決済会社と発行時DVP払込取扱銀行が同一の者でないこと。

2 (略)

3 規程第52条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(6) 当該払込みにおける発行時DVP引受証券会社等の新規記録すべき口座に係る機構加入者コード

(7) 発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社の資金決済会社コード

(8)・(9) (略)

4 (略)

(振替の一時停止又は解除の申告)

第60条 規程第58条に規定する規則で定めるものは、別表4に定める「先日付振替請求(質権)」、「当日振替請求(質権)」、「先日付振替請求(譲渡担保)」、「当日振替請求(譲渡担保)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「先日付証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等)」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)」、「取得請求権付株式取得・振替請求」及び「単元未満株式買取・振替請求」以外の振替請求とする。

2 機構加入者は、別表4に定める「先日付振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振替請求

2 (略)

3 規程第52条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(6) 当該払込みにおける発行時DVP引受証券会社の新規記録すべき口座に係る機構加入者コード

(7) 発行時DVP引受証券会社の資金決済会社の資金決済会社コード

(8)・(9) (略)

4 (略)

(振替の一時停止又は解除の申告)

第60条 規程第58条に規定する規則で定めるものは、別表4に定める「前日振替請求(質権)」、「当日振替請求(質権)」、「前日振替請求(譲渡担保)」、「当日振替請求(譲渡担保)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等)」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)」、「取得請求権付株式取得・振替請求」及び「単元未満株式買取・振替請求」以外の振替請求とする。

2 機構加入者は、別表4に定める「前日振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振替請求一

一連動」に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「先日付振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「先日付振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定（振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了（別表4に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。）の状態となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) (略)

3 (略)

(担保指定証券に係る振替)

第68条 DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替株式について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、別表4に定める

連動」に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「前日振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「前日振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定（振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了（別表4に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。）の状態となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) (略)

3 (略)

(担保指定証券に係る振替)

第68条 DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替株式について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表4に定める「前

「先日付証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求によりDVP口座に担保指定証券として記録された振替株式について、前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、振替請求として、別表4に定める「先日付証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

第68条の2 (略)

(削る)

2 機構は、前項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件(ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる機構加入者をいう。以下同じ。)へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。)が充足した時(一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条

且証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求によりDVP口座に担保指定証券として記録された振替株式について、前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、別表4に定める「前日証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

第68条の2 (略)

2 ほふりクリアリングは、前項の規定に基づき預託された担保指定証券について、渡方DVP参加者からの取消の請求に基づき当該渡方参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、別表4に定める「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)」を機構にしなければならない。

3 機構は、第1項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件(ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方DVP参加者(DVP参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる機構加入者をいう。以下同じ。)へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。)が充足した時(一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行

件を充足しなかった場合にあっては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時)、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

第71条 削除

条件を充足しなかった場合にあっては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時)、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

(区分管理証券)

第71条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている特定の銘柄の振替株式（保有口に記録されているもののうち特別株主の申出又は反対株主の通知がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。）について、区分管理証券（当該口座に記録されている振替株式のうち、振替請求（当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。）に基づき減少の記録をする対象としない振替株式をいう。以下この節において同じ。）の指定の申請（以下「区分管理証券指定申請」という。）及び当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。

2 区分管理証券指定申請は、指定をしようとする日（以下この節において「指定日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

3 区分管理証券指定解除申請は、解除をしようとする日（以下この節において「指定解除日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

4 機構は、機構加入者による区分管理証券指定申請を受けた場合

には、指定日前営業日の区分管理証券指定申請については指定日の業務開始時に、指定日当日の区分管理証券指定申請については当該申請を受け付けた時に、機構加入者口座において区分管理証券の指定の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。ただし、区分管理証券指定申請の処理時において当該口座に特定の銘柄の振替株式の指定すべき数の記録がない場合には、当該口座に指定すべき数の残高が発生した時に処理を行うこと（以下この節において当該処理を行うことを「指定未了」という。）とし、指定未了となっている申請分について指定日当日の振替業務終了時まで指定すべき数の残高が発生しなかったときは、当該区分管理証券指定申請はなかったものとする（以下この節において当該申請をなかったものとするを「指定不能」という。）。

5 機構は、機構加入者による区分管理証券指定解除申請を受けたときは、機構加入者口座において区分管理証券の指定の解除の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。

6 機構は、指定日前日の区分管理証券指定申請について第4項の規定により指定未了として取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、指定日の業務開始時に指定未了の処理の明細を通知する。

7 機構は、区分管理証券指定申請について第4項の規定により指定不能として取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、指定日の振替業務終了時に指定不能の処理の明細を通知する。

8 機構は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替株式について区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。

第72条 削除

9 機構加入者は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄の振替株式に係る区分管理証券の全部について、区分管理証券解除申請をしなければならない。

(保留残高)

第72条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている又は第4項に規定する処理が行われた後に記録される振替株式（区分管理証券並びに保有口に記録されているもののうち特別株主の申出又は反対株主の通知がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。）について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替株式の総数（以下この節において「保留残高」という。）の設定（保留残高の変更を含む。以下同じ。）の申請（以下この節において「保留残高設定申請」という。）又は当該設定の解除の申請（以下この節において「保留残高設定解除申請」という。）をすることができる。

2 保留残高設定申請は、保留残高の設定をしようとする日（以下この節において「保留設定日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

3 保留残高設定解除申請は、保留残高の解除をしようとする日（以下この節において「設定解除日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

4 機構は、機構加入者による保留残高設定申請を受けた場合には、保留設定日前営業日の保留残高設定申請については保留設定日の

業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、保留設定日当日の保留残高設定申請については当該申請を受け付けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該申請において指定された数量までを保留残高の対象となる口座残高(以下この節において「実保留残高」という。)とする処理を行う。

5 機構は、機構加入者による保留残高設定解除申請を受けた場合には、設定解除日前営業日の保留残高設定解除申請については保留設定日の業務開始時に、設定解除日当日の保留残高設定解除申請については当該請求を受け付けた後直ちに、保留残高の設定の解除をし、解除時点における実保留残高を振替請求に基づき減少の記録をする対象とする処理を行う。

6 機構は、保留残高設定申請に基づき保留残高の設定の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、保留設定日の前営業日における申請分については保留設定日の業務開始時に、保留設定日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

7 機構は、保留残高設定解除申請に基づき保留残高の解除の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、設定解除日の前営業日における申請分については設定解除日の業務開始時に、設定解除日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

8 機構は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替株式について保留残高の設定又は解除をしないものとする。

9 機構加入者は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日の前営

第73条 削除

(プール残高の指定及び解除)

第74条 機構は、DVP参加者による次の各号に掲げる申請を受け

業日までに、当該銘柄に係る保留残高の設定の全部について、保留残高設定解除申請をしなければならない。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

第73条 機構は、DVP参加者(ほふりクリアリング業務方法書第8条第1項に規定するDVP参加者をいう。以下同じ。)から保留残高設定申請を受けた場合には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高(当該DVP参加者の保留残高設定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。)について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

2 前項に規定する場合において、機構加入者の一の機構加入者口座における実保留残高については、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第74条 機構は、DVP参加者による次の各号に掲げる申請を受け

た場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下この節において「振替未了等」という。)として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高(以下この節において「プール残高」という。)を機構加入者口座ごとに指定する。

(1) (略)

(2) 振替の申請(前号に掲げるものを除く。) 当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

2・3 (略)

(機構加入者による信託の記録等の申請方法)

第239条 機構加入者が機構に対して規程第175条第1項に規定する信託の記録の申請を行う場合には、同第186条第1項に規定する振替請求において、同第182条第3項第4号に規定する振替先口座として当該機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

(削る)

(削る)

2 機構加入者が機構に対して規程第176条第1項に規定する信託の記録の抹消の申請を行う場合には、同第186条第1項に規定する振替請求において、同第182条第3項第4号に規定する振替先口座として

た場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下この節において「振替未了等」という。)として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高(以下この節において「プール残高」という。)を機構加入者口座ごとに指定する。

(1) (略)

(2) 振替の申請(前号に掲げるものを除く。) 又は区分管理証券指定申請 当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

2・3 (略)

(機構加入者による信託の記録等の申請方法)

第239条 機構加入者が機構に対して信託の記録の申請を行う場合には、規程第175条第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替新株予約権付社債の銘柄コード及び数

2 機構加入者が機構に対して信託の記録の抹消の申請を行う場合には、規程第176条第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

当該機構加入者の信託口又は質権信託口以外の口座を示さなければならぬ。

(削る)

(削る)

(新規記録通知事項)

第242条 規程第180条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1) (略)

(2) 引受証券会社等の新規記録すべき口座に係る機構加入者コード

(3) (略)

2 前項の場合において、機構加入者が信託の受託者であって、その信託財産について前項の通知をするときは、規程第180条第1項第3号の口座として、当該機構加入者の信託口又は質権信託口を提示しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 規程第180条第3項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 引受証券会社等の新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

(1) 同項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替新株予約権付社債の銘柄コード及び数

(新規記録通知事項)

第242条 規程第180条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1) (略)

(2) 引受証券会社の新規記録すべき口座に係る機構加入者コード

(3) (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 規程第180条第3項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 引受証券会社等の新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

(4) (略)

7 (略)

(発行時DVP方式の要件等)

第243条 規程第181条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 発行時DVP引受証券会社等及び発行代理人が機構の決済照合利用者であること。

(2) (略)

(3) 発行時DVP引受証券会社等の資金決済会社と発行代理人の資金決済会社が同一の者でないこと。

2 (略)

3 規程第181条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 引受証券会社等の新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

(7) 引受証券会社等の資金決済会社の資金決済会社コード

(8) ・ (9) (略)

4 前項の場合において、機構加入者が信託の受託者であって、その信託財産について前項の通知をするときは、規程第181条第8項第2号の口座として、当該機構加入者の信託口又は質権信託口を提示しなければならない。

(4) (略)

6 (略)

(発行時DVP方式の要件等)

第243条 規程第181条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 発行時DVP引受証券会社及び発行代理人が機構の決済照合利用者であること。

(2) (略)

(3) 発行時DVP引受証券会社の資金決済会社と発行代理人の資金決済会社が同一の者でないこと。

2 (略)

3 規程第181条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 引受証券会社の新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード

(7) 引受証券会社の資金決済会社の資金決済会社コード

(8) ・ (9) (略)

(新設)

5 (略)

(反対新株予約権付社債権者となるべき加入者の通知)

第246条の2 規程第186条第6項に規定する反対新株予約権付社債権者となるべき加入者の通知は、別表4に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定である旨及び同第241条第5号に定める者の加入者口座コードを示すことによるものとする。

(担保新株予約権付社債の届出の処理)

第247条 規程第186条第7項に規定する規則で定める事項は、別表4に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定又は転質権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(振替口座簿への記録時期)

第248条 規程第186条第8項に規定する記録及び通知は、別表4に定める時期に行うものとする。

(機構加入者が行うべき措置)

第248条の2 規程第186条第9項に規定する規則で定める措置は、同条第5項の反対新株予約権付社債権者の通知をする意思がなかった場合における機構に対する当該反対新株予約権付社債権者の通知

4 (略)

(反対新株予約権付社債権者となるべき加入者の通知)

第246条の2 規程第186条第5項に規定する反対新株予約権付社債権者となるべき加入者の通知は、別表4に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定である旨及び同第241条第5号に定める者の加入者口座コードを示すことによるものとする。

(担保新株予約権付社債の届出の処理)

第247条 規程第186条第6項に規定する規則で定める事項は、別表4に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定又は転質権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(振替口座簿への記録時期)

第248条 規程第186条第7項に規定する記録及び通知は、別表4に定める時期に行うものとする。

(機構加入者が行うべき措置)

第248条の2 規程第186条第8項に規定する規則で定める措置は、同条第5項の反対新株予約権付社債権者の通知をする意思がなかった場合における機構に対する当該反対新株予約権付社債権者の通知

の解除の申出とする。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第249条 第187条に規定する規則で定めるものは、別表4に定める「先日付振替請求(質権)」、「当日振替請求(質権)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「先日付証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等)」及び「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)」以外の振替請求とする。

2 機構加入者は、別表4に定める「先日付振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振替請求一連動」に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「先日付振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「先日付振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定(振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了(別表4に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。))状態

の解除の申出とする。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第249条 第187条に規定する規則で定めるものは、別表4に定める「前日振替請求(質権)」、「当日振替請求(質権)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等)」、「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了)」及び「担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)」以外の振替請求とする。

2 機構加入者は、別表4に定める「前日振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振替請求一連動」に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「前日振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「前日振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定(振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了(別表4に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。))状態と

となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) (略)

3 (略)

(担保指定証券に係る振替)

第256条 DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替新株予約権付社債について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、別表4に定める「先日付証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求によりDVP口座に担保指定証券として記録された振替新株予約権付社債について、前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、振替請求として、別表4に定める「先日付証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) (略)

3 (略)

(担保指定証券に係る振替)

第256条 DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替新株予約権付社債について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表4に定める「前日証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求によりDVP口座に担保指定証券として記録された振替新株予約権付社債について、前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、別表4に定める「前日証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

第256条の2 渡方DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替新株予約権付社債について、DVP振替請求に係る清算対象取引のうち、振替新株予約権付社債の貸借に係る担保の授受又はこれに基づく債務の履行のための当該振替新株予約権付社債の相手方への差入れ又は返戻を目的としたほふりクリアリングへの担保指定証券の預託に係る振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」を機構にしなければならない。

（削る）

2 機構は、前項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件が充足した時（一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあつては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時）、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

第259条 削除

第256条の2 渡方DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替新株予約権付社債について、DVP振替請求に係る清算対象取引のうち、振替新株予約権付社債の貸借に係る担保の授受又はこれに基づく債務の履行のための当該振替新株予約権付社債の相手方への差入れ又は返戻を目的としたほふりクリアリングへの担保指定証券の預託に係る振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の規定に基づき預託された担保指定証券について、渡方DVP参加者からの取消の請求に基づき当該渡方参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、別表4に定める「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）」を機構にしなければならない。

3 機構は、第1項の規定に基づきDVP口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後1時30分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件が充足した時（一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあつては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時）、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

（区分管理証券）

第259条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、

質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている特定の銘柄の振替新株予約権付社債(保有口に記録されているもののうち反対新株予約権付社債権者の通知及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。)について、区分管理証券(当該口座に記録されている振替新株予約権付社債のうち、振替請求(当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。)に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債をいう。以下この条において同じ。)の指定の申請(以下この節において「区分管理証券指定申請」という。)及び当該指定の解除の申請(以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。)をすることができる。

2 区分管理証券指定申請は、指定をしようとする日(以下この節において「指定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。

3 区分管理証券指定解除申請は、解除をしようとする日(以下この節において「指定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。

4 機構は、機構加入者による区分管理証券指定申請を受けた場合には、指定日前営業日の区分管理証券指定申請については指定日の業務開始時に、指定日当日の区分管理証券指定申請については当該申請を受け付けた時に、機構加入者口座において区分管理証券の指定の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。ただし、区分管理証券指定申請の処理時において当該口座に特定の銘柄の振替新株予約権付社債の指定すべき数の記録がない場合には、当該口座に指定すべき数の残高が発生した時に処理を行うこと

(以下この節において当該処理を行うことを「指定未了」という。)
とし、指定未了となっている申請分について指定日当日の振替業務
終了時まで指定すべき数の残高が発生しなかったときは、当該区
分管理証券指定申請はなかったものとする(以下この節において当
該申請をなかったものとするを「指定不能」という。)。

5 機構は、機構加入者による区分管理証券指定解除申請を受けた
ときは、機構加入者口座において区分管理証券の指定の解除の処理
を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。

6 機構は、指定日前日の区分管理証券指定申請について第4項の
規定により指定未了として取り扱った場合には、当該申請をした機
構加入者に対し、指定日の業務開始時に指定未了の処理の明細を通
知する。

7 機構は、区分管理証券指定申請について第4項の規定により指
定不能として取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対
し、指定日の振替業務終了時に指定不能の処理の明細を通知する。

8 機構は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日
においては、当該銘柄の振替新株予約権付社債について区分管理証
券の指定又は解除をしないものとする。

9 機構加入者は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替
制限日の前営業日までに、当該銘柄の振替新株予約権付社債に係る
区分管理証券の全部について、区分管理証券解除申請をしなければ
ならない。

(保留残高)

第260条 削除

第260条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている又は第4項に規定する処理が行われた後に記録される振替新株予約権付社債（区分管理指定証券並びに保有口に記録されているもののうち反対新株予約権付社債権者の通知及び信託の記録がされているものを除く。）について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債の総数（以下この節において「保留残高」という。）の設定（保留残高の変更を含む。以下この条において同じ。）の申請（以下この節において「保留残高設定申請」という。）又は当該設定の解除の申請（以下この節において「保留残高設定解除申請」という。）をすることができる。

2 保留残高設定申請は、保留残高の設定をしようとする日（以下この節において「保留設定日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

3 保留残高指定解除申請は、保留残高の解除をしようとする日（以下この節において「設定解除日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

4 機構は、機構加入者による保留残高指定申請を受けた場合には、保留設定日前営業日の保留残高指定申請については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、保留設定日当日の保留残高指定申請については当該申請を受け付けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該申請において指定された数量までを保留残高の対象となる口座残高（以下この節において「実保留残高」という。）とする処理を行う。

5 機構は、機構加入者による保留残高指定解除申請を受けた場合

には、設定解除日前営業日の保留残高指定解除申請については保留設定日の業務開始時に、設定解除日当日の保留残高指定解除申請については当該請求を受け付けた後直ちに、保留残高の設定の解除をし、解除時点における実保留残高を振替請求に基づき減少の記録をする対象とする処理を行う。

6 機構は、保留残高指定申請に基づき保留残高の設定の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、保留設定日の前営業日における申請分については保留設定日の業務開始時に、保留設定日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

7 機構は、保留残高指定解除申請に基づき保留残高の解除の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、設定解除日の前営業日における申請分については設定解除日の業務開始時に、設定解除日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

8 機構は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替新株予約権付社債について保留残高の設定又は解除をしないものとする。

9 機構加入者は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄に係る保留残高の設定の全部について、保留残高指定解除申請をしなければならない。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

第261条 機構は、DVP参加者から保留残高設定申請を受けた場合

には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、D V P口座における口座残高(当該D V P参加者の保留残高設定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。)について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

2 前項に規定する場合において、機構加入者の一の機構加入者口座における実保留残高については、D V P口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該D V P参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、D V P口座における当該口座分の口座残高及び当該D V P参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第262条 機構は、D V P参加者による次の各号に掲げる申請を受けた場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下この条において「振替未了等」という。)として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高(以下この条において「プール残高」という。)を口座ごとに指定する。

(1) (略)

(プール残高の指定及び解除)

第262条 機構は、D V P参加者による次の各号に掲げる申請を受けた場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下この条において「振替未了等」という。)として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高(以下この条において「プール残高」という。)を口座ごとに指定する。

(1) (略)

(2) 振替の申請（前号に掲げるものを除く。） 当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

2・3 (略)

(振替を制限する日の取扱い)

第263条 規程第189条第1項に規定する特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替制限日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。

(削る)

(1) 当該銘柄の新株予約権付社債数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合には、機構加入者が当該銘柄について新株予約権付社債数申告をする日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

(2) 振替の申請（前号に掲げるものを除く。） 又は区分管理証券指定申請 当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

2・3 (略)

(振替を制限する日の取扱い)

第263条 規程第189条第1項に規定する特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替制限日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。

(1) 機構加入者が当該銘柄について新株予約権付社債数申告をする日

(2) 前号の新株予約権付社債数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合には、前号に掲げる日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。）

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

(元金金の支払方法の変更に係る通知事項)

第275条 (略)

2 規程第201条第1号に規定する個別承認方式に変更する銘柄の通知は、銘柄の名称及び銘柄コードの通知により行うものとする。

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第341条 規程第263条において振替新株予約権について同第4章第1節、同章第4節、第5節第2款、第10節(同第218条第2項を除く。)、第12節(同第225条第2項を除く。)、第12節の2、第13節、第14節、第16節、第17節、第19節及び第20節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
	(略)	
	(略)	
第183条第1項及び第3項	(略)	(略)
	(略)	
第186条第4項	(略)	(略)
	(略)	
第186条第5項	(略)	(略)
第186条第7項	(略)	(略)
	(略)	

(元金金の支払方法の変更に係る通知事項)

第275条 (略)

2 規程第201条第2号に規定する個別承認方式に変更する銘柄の通知は、銘柄の名称及び銘柄コードの通知により行うものとする。

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第341条 規程第263条において振替新株予約権について同第4章第1節、同章第4節、第5節第2款、第10節(同第218条第2項を除く。)、第12節(同第225条第2項を除く。)、第12節の2、第13節、第14節、第16節、第17節、第19節及び第20節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
	(略)	
	(略)	
第183条第1項及び第2項	(略)	(略)
	(略)	
第186条第3項	(略)	(略)
	(略)	
第186条第4項	(略)	(略)
第186条第6項	(略)	(略)
	(略)	

(略)		
第 246 条第 1 項	(略)	法第 186 条第 6 項
(略)		

(準用規定)

第342条 (略)

2 第 3 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
(略)		
第 263 条第 1 項	(削る)	(1) 当該銘柄についての新株予約権数申告が新設合併又

(略)		
第 246 条第 1 項	(略)	法第 186 条第 5 項
(略)		

(準用規定)

第342条 (略)

2 第 3 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
(略)		
第 263 条第 1 項	(1) 機構加入者が当該銘柄について新株予約権付社債数	(1) 当該銘柄についての新株予約権数申告が新設合併又

<p>(1) 当該銘柄の新株 予約権付社債数申 告が新設合併又は 株式移転に係るも のである場合には、<u>機構加入者が 当該銘柄につい て新株予約権付 社債数申告をす る日の翌日から新 設合併効力発生日 又は株式移転効力 発生日までの各日</u> (新設合併消滅会 社又は株式移転完 全子会社の振替新 株予約権付社債に 限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>は株式移転に係る ものである場合に は、機構加入者が 当該新株予約権数 申告をする日の翌 日から新設合併効 力発生日又は株式 移転効力発生日ま での各日（新設合 併消滅会社又は株 式移転完全子会社 の振替新株予約権 に限る。）</p> <p>(2) その他振替をし ないことが必要と 機構で認める日</p>
(略)	

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
	(略)	

<p style="text-align: center;"><u>申告をする日</u></p> <p>(2) 前号の新株予約 権付社債数申告が新 設合併又は株式移転 に係るものである場 合には、<u>前号に掲げ る日の翌日から新設 合併効力発生日又は 株式移転効力発生日 までの各日</u>（新設合 併消滅会社又は株式 移転完全子会社の振 替新株予約権付社債 に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>は株式移転に係る ものである場合に は、機構加入者が 当該新株予約権数 申告をする日の翌 日から新設合併効 力発生日又は株式 移転効力発生日ま での各日（新設合 併消滅会社又は株 式移転完全子会社 の振替新株予約権 に限る。）</p> <p>(2) その他振替をし ないことが必要と 機構で認める日</p>
(略)	

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	
	(略)	

(略)		
(略)		
第 246 条第 1 項	(略)	法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 186 条第 6 項
(略)		

(新規記録通知事項等)

第354条の 2 (略)

2 (略)

3 規程第276条第 2 項に規定する規則で定める方法は、先日付振替請求 (前日振替請求を含む。)とする。

4～9 (略)

(交換時抹消に係る信託財産の振替)

第355条の 4 規程第277条の 3 第 2 項に規定する規則で定める方法は、先日付振替請求 (前日振替請求を含む。)とする。

(機構加入者による振替受益権信託の記録等の申請方法)

(略)		
(略)		
第 246 条第 1 項	(略)	法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 186 条第 5 項
(略)		

(新規記録通知事項等)

第354条の 2 (略)

2 (略)

3 規程第276条第 2 項に規定する規則で定める方法は、前日振替請求とする。

4～9 (略)

(交換時抹消に係る信託財産の振替)

第355条の 4 規程第277条の 3 第 2 項に規定する規則で定める方法は、前日振替請求とする。

(機構加入者による振替受益権信託の記録等の申請方法)

第357条の3 機構加入者が機構に対して規程第285条の4第1項に規定する信託の記録の申請を行う場合には、同第285条の9第1項において読み替えて準用する同57条第1に規定する振替請求において、同第285条の9第1項において読み替えて準用する同第53条第3項第4号に規定する振替先口座として当該機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

(削る)

(削る)

2 機構加入者が機構に対して規程第285条の5条第1項に規定する信託の記録の抹消の申請を行う場合には、同第285条の9第1項において読み替えて準用する同57条第1に規定する振替請求において、同第285条の9第1項において読み替えて準用する同第53条第3項第4号に規定する振替先口座として当該機構加入者の信託口又は質権信託口を示さなければならない。

(削る)

(削る)

(一部解約に係る振替受益権の振替)

第357条の12 規程第285条の17第2項に規定する規則で定める方法は、先日付振替請求(前日振替請求を含む。)とする。ただし、一部解約に係る当該振替受益権の発行者が認めた場合には、この限りではない。

第357条の3 機構加入者が機構に対して振替受益権信託の記録の申請を行う場合には、規程第285条の4第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第2項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替受益権の銘柄コード及び数

2 機構加入者が機構に対して振替受益権信託の記録の抹消の申請を行う場合には、規程第285条の5第2項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第2項第1号の受託者の口座の機構加入者コード

(2) 同項第2号の振替受益権の銘柄コード及び数

(一部解約に係る振替受益権の振替)

第357条の12 規程第285条の17第2項に規定する規則で定める方法は、前日振替請求とする。ただし、一部解約に係る当該振替受益権の発行者が認めた場合には、この限りではない。

(口座振替等の処理順位)

第358条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表5に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第60条第2項第2号(第351条第2項、第352条第2項、第355条及び第357条の6において準用する場合を含む。))又は第249条第2項第2号(第342条第1項及び第351条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「先日付振替請求」、「前日残高調整請求」及び「先日付一般振替請求一連動」並びに「先日付DVP振替請求」別表5に定める処理順位で行う。

(2) (略)

2 (略)

別表3

1 統合Web端末

(1) 入力

(口座振替等の処理順位)

第358条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表5に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第60条第2項第2号(第351条第2項、第352条第2項、第355条及び第357条の6において準用する場合を含む。))又は第249条第2項第2号(第342条第1項及び第351条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求一連動」及び「先日付DVP振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第71条第4項(第351条第2項、第352条第2項、第355条及び第357条の6において準用する場合を含む。))又は第259条第4項(第342条第1項及び第351条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」別表5に定める処理順位で行う。

(2) (略)

2 (略)

別表3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
先日付振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業日以前に入力 (振替日における取消(振替未了となつて

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から 午後8時まで	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の4第6項、同第285条の5第4項	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
当日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から 午後3時30分まで	同上	信託の記録又はその抹消をする日の当日に入力
(略)			
前日振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業日に入力 (振替日における訂正・取消(振替未了となつている請

			いる請求のみ 対象)に係る入 力は午前7時 から午後3時 30分まで)
(略)			
先日付振替請 求(質権)	(略)	(略)	振替日の前営 業日以前に入 力
(略)			
先日付振替請 求(譲渡担保)	(略)	(略)	振替日の前営 業日以前に入 力
(略)			
一時停止申 告・同解除申 告(未了分)	(略)	(略)	(略)
(略)			
先日付証券担 保指定・同解除 請求	(略)	(略)	指定日又は指 定解除日の前 営業日以前に 入力
(略)			
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

			求のみ対象)に 係る入力は午 前7時から午 後3時30分ま で)
(略)			
前日振替請求 (質権)	(略)	(略)	振替日の前営 業日に入力
(略)			
前日振替請求 (譲渡担保)	(略)	(略)	振替日の前営 業日に入力
(略)			
一時停止申 告・同解除申 告	(略)	(略)	(略)
(略)			
前日証券担保 指定・同解除請 求	(略)	(略)	指定日又は指 定解除日の前 営業日に入力
(略)			
(略)			
担保指定証券 預託(相手先指	午前7時から 午後1時30分	同上	振替日の当日 に入力

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			

定・株式等・取消)	まで		
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から 午後8時まで	規則第71条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。)において準用する場合を含む。)、同第259条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	指定日の前営業日に入力
当日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から 午後3時30分まで	同上	指定日の当日に入力
前日残高保留指定・同解除請求	午前9時から 午後8時まで	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。)において準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	保留設定日の前営業日に入力
当日残高保留指定・同解除請求	午前9時から 午後3時30分まで	同上	保留設定日の当日に入力
(略)			

特別株主管理 事務委託状況 報告データ	午前7時から 午前9時まで	規程第120条 第1項(同第6 章から第8章 まで(同第6章 の2を除く。) において読み 替えて準用す る場合を含 む。)、同第285 条の43第1項	毎営業日に入 力
担保受入れデ ータ	午前7時から 午前9時まで	規程第121条 第1項(同第6 章から第8章 まで(同第6章 の2を除く。) において読み 替えて準用す る場合を含 む。)、同第285 条の44第1項	毎営業日に入 力
担保差入れデ ータ	午前7時から 午前9時まで	規程第121条 第1項又は第 2項(同第6章 から第8章ま で(同第6章の 2を除く。))に おいて読み替 えて準用する 場合を含む。)、 同第285条の 44第1項又は 第2項	毎営業日に入 力
外国人直接保 有株式数合計 データ	午前7時から 午前9時まで	規程第165条 第1項	毎営業日に入 力

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

② 発行・支払代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			
(略)			
元利金請求内容承認可否通知 (CB)	午後0時30分から午後3時30分まで	規程第201条	元利払期日の前営業日に入力

③～⑥ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座処理明細		規程第57条第10項(第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)又は第186条第8項(同第5章及び第6章の2におい	

② 発行・支払代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			
(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

③～⑥ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座処理明細		規程第57条第9項(第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)又は第186条第7項(同第5章及び第6	

		て読み替えて 準用する場合 を含む。)	
(略)			
<u>特別株主管理 事務委託対象 株式数データ</u>	<u>午後 3 時から 午後 8 時まで</u>	<u>規程第 122 条 第 1 項第 2 号、 同第 285 条の 45 第 1 項第 2 号</u>	二
(略)			
<u>担保株式加入 者未登録一覧</u>	<u>午前 7 時から 午後 8 時まで</u>	二	<u>担保株式等に 係る株主の加 入者情報の未 登録一覧を通知</u>
(略)			

		章の 2 におい て読み替えて 準用する場合 を含む。)	
(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)			
(略)			
元利払日程通知 (CB)	午前 7 時から 午後 8 時まで	規程第 196 条	二
元利払対象残高データ (CB)	午前 7 時から 午後 8 時まで	規程第 198 条	二
元利金請求データ (CB)	午後 0 時 30 分 から午後 3 時 30 分まで	規程第 200 条	二
元利金請求内容確定通知 (CB)	午後 4 時から 午後 8 時まで	規程第 202 条	二
元利金請求データ (CB) (再計算)	午後 5 時から 午後 8 時まで	規程第 203 条	二
エラーデータ一覧 (新株予約権行使/新株予約権付社債行使/その他にかかる新規記録時における自己株充当)	午前 7 時から 午後 8 時まで	二	二
名義書換拒否加入者通知	午前 7 時から 午後 8 時まで	規程第 153 条 第 2 項	二

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
--------	----------	--------	----

(略)			
(略)			
(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
--------	----------	--------	----

(略)			
元利金請求内容確定通知(CB)		規程第202条	
(略)			

④・④の2 (略)

⑤ 資金決済会社又は払込取扱銀行への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
資金決済状況 (新規記録・抹消等)	(略)	(略)	(略)
(略)			

⑥・⑦ (略)

2 ファイル伝送
(1) 入力

(略)			
元利金請求内容確定通知(CB)		規程第200条	
(略)			

④・④の2 (略)

⑤ 資金決済会社又は払込取扱銀行への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
資金決済情報 (新規記録)	(略)	(略)	(略)
(略)			

⑥・⑦ (略)

2 ファイル伝送
(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
前日信託財産表示・同抹消請求	午前3時から 午後8時まで	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の4第6項、同第285条の5第4項	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前3時から 午後8時まで	規則第71条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において	指定日の前営業日に入力

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
加入者別担保 受入データ (C B)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(略)			

		準用する場合 を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章及 び第 5 章の 2 において準用 する場合を含 む。)	
前日残高保留 指定請求	午前 3 時から 午後 8 時まで	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除 く。)) において 準用する場合 を含む。)、同第 260 条第 1 項 (同第 4 章及 び第 5 章の 2 において準用 する場合を含 む。)	保留設定日の 前営業日に入 力
(略)			
加入者別担保 受入データ	(略)	(略)	(略)
(略)			
(略)			

(略)

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
元利払対象残高データ (C B)	(略)	(略)	(略)
(略)			
元利金請求内容確定通知 (C B)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(略)			

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考

(略)

② (略)

③ 発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
元利払対象残高の通知 (C B)	(略)	(略)	(略)
(略)			
元利請求内容確定通知 (C B)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(略)			

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考

先日付振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業日以前に <input type="checkbox"/>
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
一時停止・同解除申告(未了分)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			

(2) 出力

① 機構加入者への出力

前日振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業日 <input type="checkbox"/>
(略)			
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	午前7時から午後1時30分まで	同上	振替日の当日 <input type="checkbox"/>
(略)			
一時停止・同解除申告	(略)	(略)	(略)
当日残高保留指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	保留設定日の当日 <input type="checkbox"/>
(略)			

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第 51 条第 5 項、第 52 条第 15 項(同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 180 条第 6 項、同第 181 条第 13 項、同第 276 条の 2 第 5 項、同第 285 条の 8 第 5 項	規程第 51 条第 5 項の通知は、 <u>午後 3 時 30 分以降に出力</u>
抹消済通知	(略)	規程第 94 条第 12 項、同第 205 条第 2 項(同第 207 条及び第 210 条において準用する場合を含む。)、同第 212 条第 9 項、 <u>同第 225 条第 23 項(同第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)</u> 、同第 264 条第 2 項(同第 271 条の 4 において準用する場合を含む。)、	規程第 94 条第 12 項(<u>新設合併又は株式移転の場合に限る。</u>)、同第 212 条第 9 項、同第 225 条第 23 項(<u>新設合併又は株式移転の場合に限る。</u>)、同第 264 条第 2 項、同第 265 条第 10 項の通知は、 <u>午後 3 時 30 分以降に出力</u>

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第 52 条第 15 項(同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 180 条第 6 項、同第 181 条第 13 項、同第 276 条の 2 第 5 項、同第 285 条の 8 第 5 項	二
抹消済通知	(略)	規程第 205 条第 2 項(同第 207 条及び第 210 条において準用する場合を含む。)、同第 285 条の 21 第 2 項(同第 285 条の 18 第 1 項において適用する場合を含む。)	二

		同第 265 条第 10 項 (同第 271 条の 4 において準用する場合を含む。)、同第 285 条の 21 第 2 項 (同第 285 条の 18 第 1 項において適用する場合を含む。)	
(略)			

(略)			

② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人) が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人) への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第 51 条第 5 項及び第 52 条第 15 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)	規程第 51 条第 5 項の通知は、 <u>午後 3 時 30 分以降に出力</u>

② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人) が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人) への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第 52 条第 15 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)	二

抹消済通知	午前 9 時から 午後 3 時 30 分 まで	規程第 94 条第 12 項、同第 205 条第 2 項 (同第 207 条及び第 210 条において 準用する場合 を含む。)、同第 212 条第 9 項、 同第 225 条第 23 項 (同 263 条において読 み替えて準用 する場合を含 む。)、同第 264 条第 2 項、同第 265 条第 10 項、 同第 285 条の 21 第 2 項 (同第 285 条の 18 第 1 項において 適用する場合 を含む。)	規程第 94 条第 12 項 (新設合併 又は株式移転 の場合に限 る。)、同第 212 条第 9 項、同第 225 条第 23 項 (新設合併又 は株式移転の 場合に限る。)、 同第 264 条第 2 項、同第 265 条 第 9 項の通知 は、午後 3 時 30 分以降に出力
-------	-------------------------------	---	--

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------	------

③ (略)

4・5 (略)

別表 4

振替請求の 種類	処理時限	振替未了又 は振替不能 の別	一時停止の 申告の可否	備考
先日付振替 請求	(略)	(略)	(略)	ファイル伝 送による場 合には、前

③ (略)

4・5 (略)

別表 4

振替請求の 種類	処理時限	振替未了又 は振替不能 の別	一時停止の 申告の可否	備考
前日振替請 求	(略)	(略)	(略)	二

				日振替請求
(略)				
先日付振替請求 (質権)	(略)	(略)	(略)	<p><u>ファイル伝送による場合には、前日振替請求 (質権)</u></p> <p>請求の際に質権設定又は転質権設定である旨が示された場合には、振替先欄が質権欄である振替の申請又は振替通知事項の通知として取り扱う。</p>
当日振替請求 (質権)	(略)	(略)	(略)	<p><u>請求の際に質権設定又は転質権設定である旨が示された場合には、振替先欄が質権欄である振替の申請又は振替通知事項の</u></p>

(略)				
前日振替請求 (質権)	(略)	(略)	(略)	<p>請求の際に質権設定又は転質権設定である旨が示された場合には、振替先欄が質権欄である振替の申請又は振替通知事項の通知として取り扱う。</p>
当日振替請求 (質権)	(略)	(略)	(略)	同上

				券に係る振替にのみ使用
当日証券担保指定・同解除請求	(略)	(略)	(略)	<u>DVP参加者</u> と <u>ほふりクリアリング</u> との間の <u>担保指定証券</u> に係る振替にのみ使用
(略)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)				
(略)				

(注)

1 この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）により減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに機構加入者口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに限り、振替請求の撤回をすることができる。

2 (略)

当日証券担保指定・同解除請求	(略)	(略)	(略)	同上
(略)				
<u>担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消</u>	<u>振替請求の受付後直ちに</u>	<u>振替不能</u>	否	同上
(略)				
(略)				

(注)

1 この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）により減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに機構加入者口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに限り、振替請求の訂正又は撤回をすることができる。

2 (略)

3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求については、午後3時30分まで（担保指定証券預託（相手先指定・株式等）については、午後1時30分まで）に減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

(削る)

別表5

処理順位	処理種別
1	(略)
2	(略)
3	(略)
	(削る)
4	先日付振替請求（質権）に係る振替の処理
5	先日付振替請求（譲渡担保）に係る振替の処理
6	(略)
7	(略)
8	(略)
9	(略)
	(削る)
10	(略)
	(削る)
11	(略)
12	先日付振替請求に係る振替の処理

3 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求（前日DVP振替請求（市場取引）及び当日DVP振替請求（市場取引）を除く。）については、午後3時30分まで（担保指定証券預託（相手先指定・株式等）については、午後1時30分まで）に減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。

4 振替未了又は振替不能の別欄において「振替未了」となっている種類の振替請求においても、減少の記録をすべき機構加入者口座が信託口の場合又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求の場合であって、当該機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がないとき又は振替実行条件のうち減少の記録をすべき数の充足に係る条件が満たされていないときは、振替不能として取り扱う。

別表5

処理順位	処理種別
1	(略)
2	(略)
3	(略)
4	保留残高の設定又は解除の処理
5	前日振替請求（質権）に係る振替の処理
6	前日振替請求（譲渡担保）に係る振替の処理
7	(略)
8	(略)
9	(略)
10	(略)
11	区分管理指定証券の指定又は解除の処理
12	(略)
13	信託財産表示請求・同抹消請求の処理
14	(略)
15	前日振替請求に係る振替の処理

<u>13</u>	(略)	<u>16</u>	(略)
<u>14</u>	(略)	<u>17</u>	(略)
<u>15</u>	(略)	<u>18</u>	(略)

2. 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、令和2年11月25日以後の機構が定める日から施行する。

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新					旧				
附 則					附 則				
1～5 （略）					1～5 （略）				
（削る）					<u>6 規程附則第32条に規定する参加者口座簿の写しの交付請求については、別表の1. に定める振替口座簿記録事項証明書交付手数料を準用する。</u>				
6 （略）					7 （略）				
別表					別表				
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表				
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a （略） b 規則第65条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替又は同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項に基づき受方DVP参加	①～④ （略）	（略）	振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a （略） b 規則第65条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替又は同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は第3項に基づき受	①～④ （略）	（略）

		<p>者への振替が行われなかった場合を除く。)においては、渡方 DVP 参加者</p> <p>c (略)</p>		
		<p>(2) 区分口座間振替等 (次の a から c までの振替等をいう。) の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第 68 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 68 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替 (同条第 2 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合に限る。) <u>又は同条第 2 項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</u></p> <p>c (略)</p>	(略)	
		(3) (略)	①～③ (略)	(略)
振替新株	(1) 一般振替 (次の(2)		(略)	

		<p>方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合を除く。)においては、渡方 DVP 参加者</p> <p>c (略)</p>		
		<p>(2) 区分口座間振替等 (次の a から c までの振替等をいう。) の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第 68 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 68 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替 (同条第 2 項<u>又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合に限る。)</u>、同条第 2 項に規定する振替<u>又は同条第 3 項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</u></p> <p>c (略)</p>	(略)	
		(3) (略)	①～③ (略)	(略)
振替新株	(1) 一般振替 (次の(2)		(略)	

	<p>予約権付社債振替新株予約権振替新投資口予約権</p>	<p>及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第253条第1項に規定するDVP振替請求又は同第256条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。)に基づく振替においては、渡方DVP参加者</p> <p>c (略)</p>	
		<p>(2) 区分口座間振替等(次のaからcまでの振替等をいう。)の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第256条に規定する担保指定証券に係る振替請求、同第256条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。)又</p>	(略)

	<p>予約権付社債振替新株予約権振替新投資口予約権</p>	<p>及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第253条第1項に規定するDVP振替請求又は同第256条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。)に基づく振替においては、渡方DVP参加者</p> <p>c (略)</p>	
		<p>(2) 区分口座間振替等(次のaからcまでの振替等をいう。)の場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 規則第256条に規定する担保指定証券に係る振替請求、同第256条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。)、同条第</p>	(略)

		は同条第2項に規定する減少の記録及び増加の記録に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者		
		c (略)		
		(3) (略)	(略)	(略)
	振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a (略) b 規則第65条第1項に規定するDVP振替請求又は同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。）に基づく振替においては、渡方DVP参加者 c (略)	(略)	(略)
		(2) 区分口座間振替等（次のaからcまでの振替等をいう。）の場合 a (略) b 規則第68条に規	(略)	(略)

		2項に規定する振替又は同条第3項に規定する減少の記録及び増加の記録に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者		
		c (略)		
		(3) (略)	(略)	(略)
	振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a (略) b 規則第65条第1項に規定するDVP振替請求又は同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。）に基づく振替においては、渡方DVP参加者 c (略)	(略)	(略)
		(2) 区分口座間振替等（次のaからcまでの振替等をいう。）の場合 a (略) b 規則第68条に規	(略)	(略)

		<p>定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。)又は同条第2項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p>				<p>定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。)同条第2項に規定する振替又は同条第3項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p>	
		c (略)				c (略)	
		(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)

2. 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、令和2年11月25日以後の機構が定める日から施行する。

以 上